

○厚生労働省告示第二百二十一号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を次のように指定する。
平成二十八年五月六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

対象となる特定権利利益	対 象 者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十八年五月十三日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十八年五月十三日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の四第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一條の五の三第一項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の通所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二第一項に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内の障害児入所施設の開設者
児童福祉法第二十四條の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の入所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二十六第一項第一号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二十号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第四條第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業者若しくは輸入業者又は販売業者の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十條第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第五十條第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四條の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特別調整金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四條第三項の規定に基づく報奨金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四條第四項の規定に基づく在宅就業障害者特別報奨金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四條第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二條第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。）（医薬品又は化粧品）の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三條第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。）（医薬品又は化粧品）の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三條の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所がある者
医薬品医療機器等法第二十三條の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三條の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三條の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所がある者
医薬品医療機器等法第二十三條の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録証証関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録証証関の登録の申請をする者

医薬品医療機器等法第二十三條の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三條の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三條の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業務に係るものに限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九條第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十條の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十條の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十三年法律第六十一号）第三條第七項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二條の二第二項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。第五條第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第三條第七項の規定により労働者派遣を受けたものとなさる者であつて、特定被災区域内に主たる事務所を有するもの（平成二十八年七月十四日まで当該許可を受けたものとみなされる者に係る同項の許可者を除く。）

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内の介護老人福祉施設の開設者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地区域を有する者及び特定被災区域を有する者並びに特定被災区域の知事から介護支援専門員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者
介護保険法第十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内の介護療養型医療施設の開設者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定(特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者及び特定被災区域の開設者
障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の地域相談支援給付費決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者

障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。)	特定被災区域内の指定自立支援医療機関の開設者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第八條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者